平成２７年（フ）第５２８５号
大阪市城東区永田２丁目４番34―422号
債務者　土生　浩三
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３１６号
大阪市西成区岸里３丁目１番15号　マンションマキ３－Ａ
債務者　松本まゆみ
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４０３号
大阪府茨木市中村町17番17号エントピアメゾン206号
債務者　椎名登志子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６３８号
愛知県長久手市久保山502番地　デュープレックス国王117Ｂ―102号、従前の住所名古屋市中区大須１丁目34番13号　シティハイツ渡辺903号
債務者　喜多萌衣子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９号
三重県度会郡南伊勢町田曽浦3637番地
債務者　山本　浩則
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第３９６号
沖縄県那覇市牧志３丁目24番29号　グレイスハイム喜納Ⅱ502
債務者　狩俣　年男
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２号
沖縄県那覇市字真地270番地　真地市営住宅１―103号
債務者　桃原　豊光
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３号
沖縄県那覇市字真地270番地　真地市営住宅１―103号
債務者　桃原美津江
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５２０号
埼玉県春日部市上蛭田22番地１　グランハイム関根第２Ｂ―101
債務者　晝間　佳子（旧姓佐藤・前田）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５８８号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目15番31号　ローズメゾン202
債務者　小谷　一彦
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１１５９号
京都市右京区常盤下田町20番地　グランドパレスもと庄屋106号
債務者　玉川　孝志
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８７号
京都府宇治市五ケ庄福角76番地
債務者　平出美津子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９８号
京都市西京区下津林佃111番地５
債務者　薮﨑　充夫
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４８号
京都市左京区静市野中町219番地１　ラッフィナート106号、前住所京都市左京区岩倉北桑原町50番地
債務者　堀端　洋公
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５２号
京都府木津川市加茂町里中森130番地
債務者　若林　孝治
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５５号
京都府宇治市槇島町落合210番地　落合マンション103号
債務者　石本　真之
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
京都府木津川市相楽城西71番地１　クリサンティヒル山田川212号
債務者　辻　　博之
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係